

平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約 の締結実績の概要

平成 21 年 7 月 15 日
国立大学法人滋賀医科大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成20年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

- 設計業務については環境配慮型プロポーザル方式による基礎研究棟・一般教養棟耐震改修の設計業務を締結し、また、学内E S C O事業については節水型便器の設置、照明器具の交換及び蒸気バルブの保温工事等の環境配慮契約を実施した。
- 電気の調達については、事業者の環境配慮の取組状況により入札参加資格を制限する一般競争入札を行い、環境配慮契約がなされた。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- E S C O事業については、「学内E S C O事業」として工事内容、費用対効果の検証を行い、省エネルギー対策を実施している。さらに、削減効果の検証、更なる改善方法の検討及び継続的な省エネルギー対策の実施するなどのP D C Aサイクルにより事業の展開を図っている。